

II 1996年秋季大会自由論題論文

国際化段階における森林所有者の現状と対応 —宮城県鳴子町を事例として—

伊藤 幸男*・岡田 秀二**・黒澤 徹***

本稿の課題は、世界的規模で様々な要請が示される段階における森林所有者の現状と対応について明らかにすることである。具体的には、宮城県鳴子町における国有林、大規模森林所有者、中小規模森林所有者の3つを対象とし、今日の山元の論理が如何なるものかについての把握に努めた。宮城北部流域において、川下主導による流域林業構造再編の方向が示されるなかで、国有林は、経営規程改定に伴って、木材生産の枠組みの縮小を主要な内容とする経営方針の転換と、なお未成熟な人工林資源を抱えるがゆえの資源面からの制約により、木材生産からの後退的対応が指摘された。事業体的性格を示す大規模森林所有者については、当面伐採量を増加させながらも、その対応は、生産の維持継続を前提とし、経営戦略として現れること、とりわけ現場段階でのコスト削減という点に特徴がある。中小規模森林所有者は、規模拡大型、現状維持型、後退的対応型の3つのタイプが見られるが、川下への木材の安定供給に係わっては、いずれのタイプにおいても価格面及び再造林費の補償が前提となることが明らかとなった。

Key words : 森林所有者, 流域管理システム, 安定供給, 山林経営, 資源管理

I 課題

本稿の課題は、世界的規模で様々な要請が示される段階における森林所有者の行動様式と資源管理及び経営に対する意向について明らかにすることである。すなわち、国際化段階における森林整備と木材生産のシステムの構築を射程に置きつつ、今日の山元の論理や如何にということである。

具体的には、いわゆる「流域管理システム」は、いわば政策主導による新たな構造形成への取り組みといえようが、そこでは川下主導での流域林業構造の再編がおこなわれている。しかしその際に、果たして山元がこうした新たな構造形成に対応できるのか否か、という点がここでの主要な問題意識である⁽¹⁾。

分析は、新興の人工造林地域である宮城県鳴子町を対象とし、大きく3つの森林所有者—①国有

林、②大規模森林所有者、③中小規模森林所有者—について、その現状と対応を資料及び聞き取り調査により把握した。なお、中小規模森林所有者についてはアンケート調査を実施した。

II 調査対象地の特徴と川下主導による流域林業構造の再編

1 林業地としての鳴子町の特徴

鳴子町は宮城県の北西部、秋田県、山形県の県境に接する山村である。また、流域管理システムの流域区分では宮城北部流域に区分されている。

林業地としての特徴は次の3点に整理できる。1つは、森林面積27,929haのうち国有林が67%を占める国有林優越地域であることである。2つめは、その資源構成が多様なことで、国有林は天然林を中心とする一方、民有林は人工林率が約7割に達している。それは、大規模山林所有者による戦前からの先発的造林とともに、戦後の旺盛な農家造林の展開が見られたことによるもので、トータルとしては新興の人工造林地域ということがで

* 岩手大学大学院連合農学研究所 ** 岩手大学農学部

*** 岩手大学大学院農学研究所

きる。3つめは、しかし今日の地域の林業構造は、これまで国有林を軸とした構造が弛緩した段階にあり、充実しつつある民有林人工林資源を軸とした構造形成をなおみていないという段階にある。

2 宮城北部流域の林業活性化の基本方向

ここでは、現段階での流域林業構造の再編がどのような方向にあるのかについて整理する。

宮城北部流域では林業活性化の軸として大きく3つの基本方向が示されている⁽²⁾。第一に、森林整備水準の向上である。具体的には、①地域森林計画に基づいた多様な森林整備、②保育・間伐の推進、③長伐期施業、複層林施業を軸とした資源の充実化、生産力増強、④天然林資源の充実、があげられており、将来の木材の安定供給を含めた森林の多様な機能の発揮を担保しようとするものである。

第二は、林業生産性の向上である。その内容は、①高性能林業機械を軸とした作業システムを導入し、その前提条件としての②事業体間の連携、協業体制化、③施業の共同化、団地化による事業規模の拡大、④林業機械共同利用システムの導入、⑤路網の整備、である。それはいわば、効率的な木材生産システムの構築とその条件整備であるといえる。

第三は、流域産材の産地化・銘柄化である。それは、原木の安定供給体制の確立と加工・流通体制の効率化、高度化の推進、を主な内容とする。具体的には、近代化を軸としたコスト圧縮とともに、乾燥を基本とした高品質化、高次加工によるブランド化、LVL加工等による高付加価値化を目指すものである。

このように、トータルとしては、近代化、効率化を軸とした、いわば川下主導での低コスト型の林業生産システムの構築が目指されている。しかし、森林資源の整備あるいは木材の安定供給をめぐる山元との関係では、合意形成以外に具体的手法を持っておらず、問題を残す。

III 国有林の現状と対応

—古川宮林署の事例—

1 素材生産量の動向

古川宮林署は宮城県北部の6町村にまたがり、

約33,000haを管轄とするが、そのうち約6割が鳴子町に集中している。

平成2年度から6年度までの最近5ヶ年間の素材生産量の推移についてみると、次の3つの特徴を指摘できる。ひとつは、素材生産量が急減していることで、31,901m³から20,069万m³へと一方的な減少傾向を示す。2つめは、その減少の主な部分が広葉樹であることで、15,000m³台から4,000m³台へと1万m³以上落ち込んでいる。3つめは、その一方で針葉樹は、16,257m³（平成2年度）→20,678m³（同4年度）→15,476m³（同6年度）と推移するが、そのウエイトは51%から77%へと増加しており、木材生産の中心が広葉樹天然林から針葉樹人工林へと明確にシフトしたことを示す。

2 経営方針の転換と資源面の制約

こうした素材生産量の動向の背景として、次の2点が指摘されよう。

第一は、国有林の経営規程改定に伴う経営方針の転換があげられる。経営規程改定前の平成2年度における施業仕組別面積において、木材生産の対象となる森林は、皆伐用材林施業団（10,486ha）と択伐用材林施業団（3,899ha）をあわせて全体の46%（14,385ha）を占める。しかし、改定後の機能類型別面積によると、木材生産林は11,639haへと減少し割合も35%にとどまる。また、これまで木材生産の主要な部分であった天然林（21,904ha）のうち木材生産林に組み込まれているのは18%（3,832ha）にすぎない。このように国有林は経営規程改定に伴い、自ら木材生産を抑制する枠組みを形成したといえる。

第二は、資源面での制約を指摘できる。木材生産林における人工林の割合は人工林の64%を占め、木材生産の中心となるが、人工林全体（9,429ha）の年齢構成についてみると、40年生未満の割合では9割以上を占め、とりわけ21～30年生が4割を占める構成となっている。すなわち、木材生産の中心となる人工林は、なお育成段階の林分が大きい部分を占め、現状では素材生産量の増大を期待できる段階にない。

3 素材生産量の減少に伴う関係事業者の動向

このような国有林の動向はまた、これまでの国

有林を軸とした木材生産システムの崩壊もしくは縮小を伴っている。

まず、国有林が直接雇用している作業員数についてみると、87名（平成2年度）から66名（同6年度）へと21名の減少である。

一方、古川営林署管内国有林において素材生産をおこなった事業体については、平成元年度の19事業体から同7年度の15事業体へと減少している。平成7年度において、大規模に素材生産をおこなっている事業体は2つあり、ひとつは請負生産をおこなっている1事業体で、6,500 m^3 前後で安定的に推移している。もうひとつは官行造林立木販売を大規模に落札した事業体で、以前は数百 m^3 にとどまっていたが、平成7年度に約9,500 m^3 の素材生産を行い、この上記2事業体により全体の66%を占める。この他の事業体は1,500 m^3 以下にとどまり、とりわけ減少傾向を示すのは、チップ用材の生産をおこなっていた2事業体で、平成3年度の段階で生産量を0 m^3 としている。国生協もまた、2,091 m^3 （平成元年度）→464 m^3 （同7年度）と5分の1まで減少している。

このように、国有林における民間事業体の素材生産は、一部業者への集中とトータルとしての不安定化、縮小の傾向にある。

4 今後の対応

古川営林署における平成6年度以降の今後5年間の対応についてみると⁽³⁾、素材生産量は年平均で約2万 m^3 の水準を維持する予定となっている。その内容について、木材生産林の生産群別予定伐採量でみると、「スギ・カラマツ等」が7割を占め、木材生産の中心をなす。しかし、伐期は50年生となっており、上述の資源構成のように主伐段階にはなお20~30年を要する。また、生産の目標とする材については、針葉樹は造作材中心、広葉樹は家具材が中心であり、良質材、高価格材の生産が狙われている。

以上のように、国有林は、経営方針の転換による木材生産部分そのものの縮小と、なお未成熟な人工林資源抱えるがゆえの資源面の制約による、木材生産からの後退的対応がみられる。それはまた、これまで国有林を軸として形成された木材生産システムの崩壊を伴っている点に特徴がある。

IV 大規模森林所有者の現状と対応 —(財)S会の事例—

1 (財)S会の概要

(財)S会は昭和28年に設立され、鳴子町内に約700haの森林を保有する大規模森林所有者である。その特徴のひとつは、資源面の特徴として、明治末期から先発的な造林がおこなわれ、今日針葉樹面積の占める割合が85%、そのうち46年生以上の割合が3割（196ha）を越えており、資源が充実していることである。もうひとつは、経営の特徴として、直営の作業班を抱えており事業体的性格を有することである。

2 素材生産の動向とその内容

昭和63年から平成4年までの素材生産量は2,000 m^3 を前後しながら安定的に推移していた。しかしながら、平成7年では3,769 m^3 と急増している。これは、材価の低迷と労賃の上昇により、伐採量増で対応しているためだという。

また、ここでは素材生産の内容も変化している。素材生産量に占める間伐材の割合は、昭和63年では24%（510 m^3 ）であったが、平成7年では82%（3,097 m^3 ）と大きく増加した。しかし実際には、間伐とはいってもスギ70年生あるいは80年生の択伐であり、皆伐を避けて山林蓄積の減少をできるだけ抑えようとするものである。

3 (財)S会の対応と経営戦略

ここでの対応は、次の6点があげられる。ひとつは、販路の選別で、県内出荷に後退しつつも造作材は業者への直送、並材は共販所といったようなきめ細かな販路対応である。2つめは、伐採時期の調整であり、季節変動する材価の最も好調な時期により多く出荷しようというものである。3つめは、利益率の高い注文材の積極的販売である。4つめは、事業を自らの山林に限定せず拡大し、請負事業体化するとともに、伐採・刈払などの作業であれば、単価の高い林業以外の請負（電力、通信、建設関係等）をも積極的に受け止めようとするものである。5つめは、コスト削減のための作業道の開設である。6つめは、公団造林等の公的資金の導入もまたひとつの道だとするものである。

このように、あくまで生産を前提としながら、その対応が経営の問題としての対応として現れること、とりわけ現場段階でのコスト削減という点に特徴がある。しかしながら、こうした経営戦略に限界が生じた場合、具体的には、山林蓄積の減少を招くような場合には労働力を切り離すとしており、地主的性格を払拭しきっているわけではない。

V 中小規模森林所有者の現状と対応

ここでは、アンケート調査により林業生産活動の現状と経営委託及び川下への素材供給に対する意向について明らかにする。加えて、聞き取り調査により具体的な山林経営の実態についてフォローした。

このアンケートは、岩手大学農学部林政学研究室により、1996年9月に実施したものである。その対象は、鳴子町内の4つの農業集落(旧鳴子町川端地区、同南原地区、旧鬼首村原地区、旧川渡村北野際地区)に居住する森林所有者全戸(152戸)で、郵送によりおこない、回収率26%、有効回答36を得た。

1 森林所有者の4つのタイプ

ここでの森林所有者は、森林整備の現状とそれへの対応から大きく4つのタイプに分けることができる。具体的には、保有山林の森林整備が必要か否か、また必要な場合施業の実行予定があるかどうか、という点でタイプ分けをおこなった。

タイプIは、森林整備が必要でかつ施業の実行予定があるというタイプであり、13戸、36%を占める。90年以降に保有山林を1ha以上増加させた林家が5戸存在し、規模拡大を指向するタイプといえる。タイプIIは、森林整備は必要だが施業をおこなえないというタイプで、7戸、19%を占める。それは、自家労働力不足や経費高によるもので、いわば現状維持型ともいえるタイプである。タイプIIIは、森林整備は手入れがされており必要ないとするタイプで、14戸、39%存在する。しかしこのタイプは、90年以降に1ha以上保有山林を減少させた林家が3戸存在するなど、後退的側面も併せ持っている。そしてタイプIVは、森林整備が必要かどうかわからないとするタイプで、2

戸、6%である。

以下では、主要なIからIIIのタイプについてみてゆく。

2 保有山林規模の特徴

保有山林規模の特徴は、トータルでは1~5ha層が56%と最も多く、5ha未満で見ると72%と、鳴子町全体(86%)に対し若干中規模層以上のウエイトが高い。各タイプの特徴を端的にいうと、タイプIは5ha以上層の割合が46%と高く、タイプIIは1戸を除いて1~5ha層に集中する。タイプIIIは5ha未満に約8割が集中するが、なかには100ha以上の大規模所有者が1戸存在する。

3 林業生産活動の現状

最近1年間(平成7年1月から12月まで)の林業生産活動の状況についてみると、施業をおこなった林家の割合は全体で約8割と高い。作業内容は、延べで下刈等が24戸、間伐10戸、植林6戸であった。

施業をおこなった林家をタイプ別にみると、タイプIとIIIがそれぞれ11戸(85%)、13戸(93%)とほとんどの林家が施業をおこなっているが、タイプIIは3戸(43%)と低い値になっている。

林産物の販売については、全体で7戸(19%)が用材の販売をおこなった。タイプ別では、タイプIとIIIにおいて用材販売がみられ、それぞれ3戸(23%)、4戸(29%)であった。しかし、タイプIにおいて販売をおこなった林家は、保有規模が6~7ha及び55haと、全て5ha以上層であるのに対し、タイプIIIにおいては、4戸中2戸が保有規模1ha程度の林家である点が特徴である。

4 経営信託に対する意向

流域管理システムでは施業の共同化・団地化など、山林の経営委託を射程とした内容も含むが、その際の希望する経営委託先について質問した。

圧倒的に多いのは「森林組合」で、全体で25戸、69%を占める。タイプ別では、「森林組合」とするのが、タイプIが9戸(69%)、タイプIIが7戸(100%)であるのに対し、タイプIIIのみが8戸(57%)と若干ウエイトが低く、「地元の林業事業体」、「町」、あるいは「その他」として委託はしない等、多様性が見られる。

5 川下への素材供給に対する意向

また、川下への素材の安定供給に係わる点についても質問した。まず、伐採を実行する際にさらに必要とされる条件は(複数回答)、「木材価格の高いとき」が全体で24戸、56%を占める。次いで「主伐期に達したとき」(11戸、26%)であり、森林組合、あるいは素材生産業者から勧誘されたとき、とするのはそれぞれ1割をきる。この傾向はタイプ別でもかわりはない。

次に、地域森林計画等により所有者の意志に係わりなく伐採が計画される場合、それへの協力の意向についてみると、全体の約8割(29戸)が「条件付きで協力する」という。その際必要とされる条件については(複数回答)、「自分が伐採したいときの価格水準を補償する」が全体で16戸の補償、あるいはそれに代わる投資の補償が重要(42%)となっており、川下への協力は金銭面で(52%)、「再造林を補償する」が同じく13戸な点となっている。

6 タイプ毎の山林経営の実態と対応

ここでは、具体的に森林所有者の山林経営の実態と対応についてみる(表-1)。

タイプIの①は、山林を9ha保有し、世帯主が土木関係の日雇いとして就業する傍ら、森林の整備を行ってきた。具体的には、平成5、6年頃に植林を、下刈、除間伐は毎年おこなっている。山林経営への意欲は強く、毎年10aずつ収穫したいとの意向を持ち、そのための規模拡大を考えている。同じくタイプIの②は、約55haを保有する中規模所有者である。土木会社を中心とし、ガソリンスタンド、レストラン、酒店等の多角経営をおこなっている。このような安定基盤に基づき、毎年150~200万円を森林整備に投下し、森林組合に委託しておこなっている。最近5年間で25haの規模拡大を果たしたが、なおも規模拡大を指向している。このように、タイプIは生産を前提とした規模拡大を指向するタイプであるといえる。

タイプIIの③は、山林4.6haを保有し、世帯主は林業作業員として就業している。しかし、一人暮らしのため普段の生活の中で自分の山の手入れをする余裕がなく、林業生産活動からは後退している。同じく後退の傾向を示しつつも④はそれとは異なる。リゾート開発に伴う山林の賃貸契約により、山から収入を得る仕組みを得ているのであ

表-1 タイプ別森林所有者の山林経営の実態

タイプ	農家番号	旧町村/農業集落	家族構成	年齢	仕事への従事	農業の状況	保有山林の現状	最近行った施策	山林経営への意向
I	①	鳴子/川端	世帯主	43	日雇(11~5月)	水田(2.5ha) →全て転作し飼料作物を作付け	保有面積: 9ha うち人工林: 8ha	・植林(H5~6年) ・下刈、除伐等(毎年) (最近20年間は世帯主が作業)	・毎年10aずつ収穫したい →そのための規模拡大を考えている ・林道等がついておらず、高い値で売るための条件整備後収穫したい
			母	64	-	-	-	-	-
I	②	鬼首/原	世帯主	71	土木会社、パティオ	稲(1.0ha)	保有面積: 54.5ha うち人工林: 48ha 最近5年間で約25haを購入	・施業計画をたて毎年施業を行う(年間経費150~200万円を目処) ・H8年に全山を整備 →自社土木作業員を600人日雇用 ・択伐(H30年生)を10ha(通常、施業は森林組合に委託)	・主伐期を70~80年生とした長伐期施業を行いたい ・毎年収穫できるようにさらに規模拡大をしたい
			長男(後継)	40	スナック、酒店等を家族により多角経営 農業は自給的	-	-	-	-
II	③	鳴子/川端	世帯主	63	林業作業員 自営農業	水田(1.6ha)	保有面積: 4.6ha うち人工林: 0.3ha	・H1~2年に雑木林3haをバブル用に伐採	・仕事が忙しく施業を行う余裕がない
			鬼首/原	世帯主	64	自営農業	稲(2.60ha)	保有面積: 10ha うち人工林: 9ha	・H7~10年間に4haの山林を賃貸契約(約70万円/年) →この部分については施業が出来ない ・70年生(5ha)の山林を5年毎に間伐(地元素材業者による)
II	④	鬼首/原	妻	59	自営農業	畑(0.55ha)	繁殖牛(3頭)	-	-
			母	72	-	-	-	-	-
III	⑤	鬼首/原	父	70	自営農業	畑(0.5ha)	保有面積: 4.5ha うち人工林: 2.5ha	・S25~26年頃から年間10aずつ植林をし、それを単位に施業する ・植林: 現在は毎年ほど木伐採跡地(2~3a)におこなう ・下刈: 3年生まで2回/年 4~7年生1回/年 ・他に枝打、支障木の除伐など(苗木生産を含めあらゆる施業を父がおこなう)	・10a毎程度の伐採ならば協力できる ・いつでも財産にかえることが出来るよう、H7~10年と賃貸契約は結んでいない
			世帯主	55	常勤(土建業) 自営農業	-	-	-	-
III	⑥	鳴子/北野際	妻	44	常勤(小学校) 自営農業	-	-	-	-
			世帯主	59	自営農業 自営林業	稲(4ha) 乳牛(10頭) (専業農家)	保有面積: 100ha うち人工林: 80ha 父の代より大規模に保有 S27に20haを追加	・H7に切り捨て間伐(5ha) →経費約100万円 ・H7に40年生(5ha)の間伐 →330m ² (手取り200万円)を収穫 ・全体で3~4年に1回は間伐をおこなう (保有は花山村の民間事業者、伐採はM十梅林産へ委託)	・材価が安いので山林経営を増加させる方向で対応 →伐期を80年生とし、それまでは主伐を避けて間伐を繰り返す
			長男(後継)	?	自営農業	-	-	-	
			長男の妻	?	自営農業	-	-	-	

資料: 聞き取り調査より作成。

る。④は10haの山林を保有するが、そのうち約4haを賃貸しており、その地代は年間70万円にものぼるといふ。そのため、これらの山林には施業をおこなうつもりはなく、当面現状を維持したいとの意向を持つ。このように、タイプⅡは林業生産活動をおこなう条件を得ておらず、現状維持をしたいというタイプといえる。

タイプⅢの⑤は、保有山林4.5haと小規模ながら自家労働のできる範囲での施業をおこなってきた。しかし、必ずしも収穫を前提としているわけではなく、山林所有はあくまで財産としての位置づけにある。また一方で、10a毎程度の伐採であれば川下に協力できるとしている。⑥は、100haを保有する大規模森林所有者である。農業を基軸としながらの山林経営は、資産としての価値上昇を目標としたものであった。材価低迷のなかでの対応は、間伐の繰り返しによる山林蓄積増加の方向であり、さらに財産保持的傾向を鮮明にしている。このように、タイプⅢは財産保持としての後退的対応を示すタイプとして特徴づけられる。

VI 小 括

以上を改めて整理すると次の点が指摘できよう。

1つは、国有林では経営方針の転換と資源面の制約により、木材生産システムの縮小を伴う後退的対応が見られたことである。当面こうした点に規定された経営を強いられるとともに、現段階においては、川下の要請に応えうる状況にないといえる。

2つめは、(財)S会に代表される事業体的大規模山林所有者については、生産の維持継続を前提とし、その対応は経営戦略として現れていることを特徴とする。そのため、川下の要請がその経営戦略と一致する場合、山林蓄積を減少させないという限定つきで、川下の論理を受け入れることが可能な論理を有するといえよう。

3つめは、中小規模森林所有者についてであるが、現段階では、①規模拡大を指向するタイプ、②現状維持のタイプ、③財産保持としての後退的対応を示すタイプの3つが明らかになった。しかし、いずれのタイプにも共通していることは、一定程度の財産保持的性格を有していることで、その

限りでの資源管理機能、すなわち山を守る論理を有している側面がある。また一方で、木材の安定供給に係わっては、個別の経営ごとには自ら木材生産を促す論理形成、あるいは条件整備が難しく、山元トータルとしての条件整備が必要となるが、その際、価格面及び再造林費の補償が前提となる。

注

- (1) 川上・川下の接合に係わる問題提起をおこなった文献として次のものがある。餅田治之「流域管理政策と素材生産業」『林業経済』No. 534, 1993年, 18~24頁。遠藤日雄「林業・木材産業構造の変化と新たな林材業政策」『林業経済研究』No. 127, 1995年, 3~12頁。
- (2) 宮城北部流域林業活性化センター「宮城北部流域林業活性化基本方針書」1995年を参照。
- (3) 青森営林局古川営林署「第2次施業管理計画第1次変更計画書(平成6~11年度)」1994年を参照。